

令和元年度 6 月 邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 6 月 21 日（金）

13 時 30 分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13 名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 13 名（欠席 3 名）

1 山根 悦文	2 佐々木 昭三	3 丸原 博幸	4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 日野 武信	7 和田 保人	8 北村 豊弘
	10 小笠原 三津夫	11 服部 文明	12 森脇 正己
	14 野田 敏博		16 和田 清文

議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連

- ・ 議案第 3 号 邑南町農用地利用集積計画について

③農地法関連

- ・ 議案第 3 号 農地法第 2 条に規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第 4 号 農業委員会の活動及び達成に向けた活動計画及び評価について
- ・ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) 全国農業委員会会長大会について

会議の概要

議長	それではみなさんお揃いですので、これより第3回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ) それでは議事録署名委員さんの指名ですが、9番の沖田委員さん、10番の古川委員さんをお願い致します。 欠席は推進委員さんの方で野堀委員さん、日高甚三委員さん、上田委員さんの3名が欠席でございます。 それでは議題の方に入ります。①農地法関連議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第1号の、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は2件です。 申請番号014-2、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積15㎡、申請人は〇〇〇〇です。転用目的は里道です。所要面積は15㎡です。転用理由は邑南町矢上××および××(所有者邑南町)との交換により里道とする、です。この土地は第2種農地です。農振区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可されるものと判断しております。 続きまして申請番号014-3、農地の所在は日貫××、登記地目田、面積1408㎡、日貫××、登記地目畑、面積248㎡、日貫××、登記地目田、面積844㎡、申請人は△△△△です。転用目的は植林です。転用理由は農地として管理が困難なためヒノキの植林により管理をする、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。 以上2件です。
議長 2番	はい、ありがとうございます。それでは2番の件からまいります。植田委員さん、お願い致します。 そうしましては申請番号014-2について説明を致します。これは先月の保留分ではございます。本件の申請人〇〇さんは資産償却のため今までずっと何件も土地等申請された経緯があります。今回の案件は今言いましたように前月の保留分で、改めて調査は致しておりませんが、登記上畑で実際は斜面、法面で、本件に隣接するところが赤道であったというようなことであります。それによって処分するためには申請、処分するために申請となりましたが、前月4条では、4条でいいのか、5条でなければならないのではないかと、というようなことでちょっと保留になりました。その後農地法等の関係で里道、公衆用道路でも個人の所有が出来るということ、所有者個人および他人が通行しても可能であるということ、それと4条への変更が可能であること、4条でも地目変更がまた必要であること。などあわせてそういう諸条件を含めた場合、今回の土地の交換、町との交換ということで、また同じく今回4条での申請に至りました。よろしく願いを致します。
議長 推12番	はい、ありがとうございます。森協議員さんなにか。 今説明された通りでいいんじゃないかと思います。

議長	はい、分かりました。 意見質問等ありましたら、お願い致します。 前回保留分にしたのは4条、できりゃあ5条がいいのかという話もありましたし、まあ今日説明を受けますと、植田委員さんの説明を受けますと4条がいいんじゃないかという話でございました。まあそこら辺を踏まえて、意見質問等ございましたらお願い致します。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) はい、ないようですので採決に入ります。申請番号 014-2 番に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) は、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 014-3 番に入ります。古川委員さん、お願い致します。
10 番	はい、014-3 番について説明致します。先だって 17 日だったと思いますけれど、野掘推進委員と一緒に朝 9 時 15 分から、この△△△△さんという方のご長男が立ちおうてくれましたので、現地の方に行って確認してまいりました。この近所はね、ちょっと父親の、目印も何もないんで分かりませんが、左側の地図を見ていただきますと、上からちょっと太い道路が下りてきて左にぐっと曲がっておりますが、これが旧日貫トンネルへ通じておった旧県道です。それでその太い道の一番上のところですが、そこで交差して左側に行くと、今の新日貫トンネルに通じます。すぐそこですけども。それでここからちょっと、旧県道から上がったところはまあ今回申請になっとるんですけども。これがですね、昔ここに 2 軒ほど家がありまして、▽▽いう家と▼▼という 2 軒の家があったんですが、この申請人の△△△△さんと言うのは、その▽▽という家から今日貫の鉄穴原の△△さんという、▲▲という屋号の家に嫁いでおられるんですけども、その方の実家になるところです。で、最初はお兄さんが相続されたようなんですけども、お兄さんもお姉さんもおられるんですけども亡くなりまして、順に巡って今現在の△△△△さんが相続されとるようです。で、現地に行きましたけれども、もはや、あそこ顛末書に実際の写真が添付してありますけども、どこが田んぼだったんだというような形で、まあ息子さんはずっと歩いて上がってもらうのに私が付いて濡れてもろうちゃあ気の毒なけえ言うて道刈りをしてくれとりましたんで、それでまあかろうじてまあ上がれたんですが、田んぼの境がもはや分からんいう状態に、雑木とか茂ったりまして。まあ造林も既に行われて 17、8 年くらい経つとるいう話だったんですけども。という状態で、まあ顛末書付いとるんですけども、ヒノキの植林はされて、管理されて、まあ管理といっても下葉を何回か刈って、枝打ちを 1 回したくらいのことですかね。ですけどもまあ一応そういう状態になっておりまして、とてもこれはもう農地として耕作するようにはないという判断をしております。それで農地のパトロールでもこれ赤判定をしておる農地でありまして、地目の変換をされる方が実態に即しとることになるかなと。それで今は対応してくれた息子さんにしても、小さい頃には実家の方にお母さんにいついて行ったりしよったけども、ここ 2 軒とも家がまったくありませんで、ずいぶん長いこと放置さ

議長	れてる場所なんで、今かろうじて蔵が残っとりますけども、もはやここは人が住めるような条件の土地ではないという判断を致しました。審議の方よろしくお願い致します。以上です
議長	はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたら、お願い致します。
10 番	これは昔の転作の、田んぼに木を植えたことがあるんですが、それとは関係ないですか？
10 番	一時期転作の面積にカウントされるということで、耕作の難しくなった田んぼにヒノキを植えたりスギを植えたりというのが一時期流行りましたけども、それとはまったく違います。ここ、ようするに家が絶えた、2軒ほど絶えた訳で、それで誰もよう作れんようになったという状態の中で、あんまり大草になったんで造林でもしとこうかいう形でやられたようです。今後復旧の見込みはもう、まるでありません。
議長	はい、ありがとうございました。その他ございますでしょうか。
	(意見、質問なし)
	ないようですので採決に入ります。申請番号 014-3 番の案件に関しましてしまして、賛成する方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。
	続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可について、
	今月は 3 件です。
	申請番号 015-3、農地の所在は日和××、登記地目畑、面積 603 m²、使用貸借権の設定です。譲渡人は●●●●、譲受人は□□□□です。転用目的は個人住宅、申請事由は住宅が手狭になったので実家の隣の申請地に住宅を建築したい、です。所要面積は土地造成 603 m²、個人住宅 81.22 m²、倉庫 24.51 m²、進入路 61.349 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。一部追認の案件がございますので顛末書を添付されています。
	続きまして申請番号 015-4、農地の所在は上田所××、登記地目田、面積 875 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎、譲受人は■ ■ ■ ■です。転用目的は個人住宅で、申請事由は現在賃貸住宅に居住しているため実家に近い申請地に住宅を建築したい、です。所要面積は土地造成 875 m²、個人住宅 70 m²、物置 23 m²、カーコート 30 m²、展開場 60 m²です。この土地は第 1 種農地です。農用地区域除外済です。すいません、ここで訂正をひとつ。平成 10 年 9 月 28 日という風に書かさせていただいたんですが、大変すいません、日付の方がちょっと不明でして、平成 10 年頃と訂正をさせていただければと思います。規則第 33 条第 4 項により許可出来るものと判断しております。
	続きまして申請番号 015-5、農地の所在は戸河内××、登記地目畑、面積 344 m²、続いて農地の所在戸河内××、登記地目畑、面積 133 m²、使用貸借権の設定

議長 13 番	です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は※※※※です。転用目的は太陽光発電設備で、申請事由は太陽光発電システムを整備し売電による収入を得る、です。土地造成が 477 m²、太陽光パネル 90 枚、420 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。以上 3 件です。 はい、ありがとうございます。それでは 3 番からまいります。大石委員さん、お願い致します。
	015-3 について説明を致します。先日 16 日の日曜日に和田推進委員さんと現地確認に行きました。下の地図、左側の地図を見ていただきますと、地図の下に三次江津線という県の道路がありまして、左へ行くと江津、下の方へ行くと矢上方面という道なんです、その 200m ほど山手に入ったところの土地でございます。近くに櫻井神社がございます。譲受人と渡人の●●さんと□□さんは親子関係でありまして、母屋の二階に□□さんがおられるんですがお子さんが生まれたりして狭くなったと。出たいということでこの話になったと。603 m²の土地造成ですが、斜線の左側に四角がありましてそこが倉庫の 24.5 m²、これと上がり近くにコンクリがされておりまして、これが顛末書が添付されとるものなんですが、これが倉庫から、農機具倉庫なんで入らずに出し入れをせにやれんいうことで後ろへ 2 m、3 m ちかい道を残さないけんし、入り口がいるし、それから斜面、法面がかなり広い法面で、100 m²くらい面積的にはあって、住宅を建てる場所としてはそんなに広くはない家になるような図面を見せていただきました。チェックシートに照らしましても、生活排水は農業使用排水に接続されると、それから雨水は道路に側溝がありますのでそれに排水する計画です。ということで、特に問題ないようなことでして。隣の方にも話がもう既にしてありまして。ということでしたので、問題はないのではないかと思います。ご審議をお願い致します。
議長 推 7 番 議長	はい、ありがとうございます。和田委員、何かございますでしょうか。 はい、いえ、別に今の説明がすべてです。 はい、分かりました。意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし) ございませんでしょうか。ないようですので採決に入ります。申請番号 015-3 番の案件に関しましてしまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 4 番の件、私の担当区域ですので変わってやりたいと思います。 ～ 議長交代 ～
代理	そうしましたら 015-4 番の案件は会長の案件でありますので、私が変わって進行させていただきます。よろしく申し上げます。そうしましたら会長、説明の方お願い致します。

1 番	はい、4 番の件でございますが、一昨日ですか、一昨日昼過ぎに小笠原委員さんと一緒に行って話を聞いております。ちょうど場所的に言いますと市木へ越える小林集落の、ほぼ真ん中より手前くらいの位置でございます。この地図を見た時にですね、平成 10 年とありますんで、ちょうど私が農業委員になった頃のお話でございます、実際ここを瑞穂町時代に見に行った覚えがありました。あれから言いますと農地は道路改良のために嵩上げをされておりますし、その他変わったところはないかという風に思いました。まあ道路が広がったのと、農地が嵩上げで高くなっておったという変更点はございますが、その他は変わったところはございません。見させてもらったんですが、細長い農地でして、非常に家を建てるのにはちょっと難しいような恰好の農地ではありました。特にあの右の、正面から入りまして右の導線の方に山水がけっか出るところがありまして、そこはもう危ないんで住居には不向きだろうという話をしております。そういう風に削っていきますと、宅地平米の話ですが、非常に狭いような感じが致しました。その他チェックシートに従って聞いてみたんですが、いずれも問題はないかという風に私の方では判断しております。どうかよろしくお願い致します。
代理	はい、ありがとうございます。そうしましたら小笠原推進委員さん、何か。
推 10 番	はい、今の説明でけっこうです
代理	はい、ありがとうございます。そうしましたら何か、質問ご意見等ございますでしょうか。ありましたら、よろしくお願い致します。
	いかがでございましょうか。
11 番	大体この、除外されてからずいぶん経ってますけども、大体あれはすみやかにいうことじゃ大体なかったんですか。すみやかに着手するとか。ここが駄目だというんじゃないですけど、そういうシステムにはなってるんじゃないんですかいね
代理	事務局、よろしくお願いします
事務局	はい、そのように聞いてはおります。原則的にはすみやかに、許可後すみやかにということで着手をするという決まりにはなっておりますが、そうではなかったということは、まあいろんな事情でということ、があったという風には聞いてはおります。
10 番	これ、20 年以上前に適用除外になつとるんだけど、これ別な理由があつて適用除外しとるんじゃない？これ今息子さん？■■さんという方がどれくらいの年齢かは知らんけど、20 年前にここに家を建てる計画を立てられるとは思えない。他の理由があつて、たまたま平成 10 年頃に農用地域の適用除外をして、それをたまたま今回同じ場所になったという風に捉えるのが普通というか、ちょっと合理的かなと思うんだけど
事務局	はい、その通りでございます。この◎◎◎◎さんが譲渡人になっておりますが、平成 10 年の段階では◎◎さんの方が譲受人ということで地元の方から譲り渡しを受ける時に農用地区域の除外申請を出されておられます。その許可が生きた状態で、この状態になっているということを聞いております。
代理	今後はまあ、除外済が承認された後には出来るだけ早めに担当いうか申請人の

9 番	方に指導をいただいて、すみやかに進めてもらうように、よろしくお願いします。 他に何かありませんでしょうか ちょっとすいません。この土地造成の 875 m²の問題なんですが、先程会長さんはまあ数字の割には行った感じであまり広くないように思えたと言われたんですが、ここの住宅の面積、それから物置もろもろも、まあ計算しますと 250 m²くらいで、あと約 600 m²も面積的には何も無い状態のところが出来るとはならないかと。そこはまた何か利用される予定でもあるのでしょうか。
代理 1 番	会長さん、何か。 確かに面積的に見ますとそうなんですが、ここには書いてないですが進入路が図面上は一か所なんですが、あと二か所、進入路を確保し中に付けたいという。1 m 弱の宅地の高さがありますんで、それにむいて進入路を付けるという話を聞いておりますし、まあ先程言いましたように右の、正面向かって右の谷に水がどうも危ないという話がありまして、そこはおそらく住居には使えんだろうということで。まあ設計の変更なり、これから出て来るんじゃないかというような気がしておりますが。まあ私の感覚ではそういうことを考えると、さほど広すぎてもつたないという思いはしませんでした。まあそこら辺の進入路の件ですとか山水の件ですとかそういうことがありますんで、あんまり広くはないとそう思っております。
代理	よろしいでしょうか。他になにかありませんでしょうか。 (意見、質問なし) それではないようですので、採決の方に入らせてもらってもよろしいでしょうか。そうしましたら 015-4 の案件について、賛成でしたら挙手の方をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めることに致します。ありがとうございました。
議長	～ 議長交代 ～ はい、ありがとうございました。 昨日もちょっと話を、一昨日ですか、話をしたんですが、いつごろ工事に入りんさるかという話を聞いたんですが、小学校一年生に上がる子がおるんで、それになってから入学に間に合わせて作りたいと。それはちょっと難しいんでないという話をしたんですが、まあそこら辺で確実に建物を建てんさるという風には聞いております。地域振興に従いまして一般基準の確立性の中で、許可後遅滞なく事業に及び供するする見込みがあるかというような文言がありますんで、そこら辺の、まあ 20 年前の話がどうかはよく分かりませんが、今回はそういうことはないのでしようということでございました。ちょっと蛇足かもしれませんが、そういうことです。 続きまして 3 番になります。細貝委員さん、お願い致します。

3 番	失礼いたします。015-5 の件ですが、これは戸河内の旧戸河内小学校がありましたところに、ここには載ってませんが図面の左側見ていただきますと戸河内ふれあい広場がありますけど、ここをずっと上に上がっていったところの、斜線がある現場でございます。下戸河内とは約1キロくらい離れたところでございます。これ今まで☆☆☆☆さんが畑として作物を作っておられましたけど、昨年頃から☆☆さんの体調が悪くなりまして、これ以上はここで作物を作ることができないということで、息子さんに譲り受けて、譲り渡して、息子さんが太陽光発電を設置して売電をして収入を得たいということで、この場所を選ばれております。この周りに家が、一番上の〇〇さん、それから斜線の真下に●●さん、その下に□□□□さんとありますが、この3軒は全部空き家でございます、〇〇さんと●●さんはもう全然こちらに戻って来られる様子がほとんど、まあ住めないことはないんですが周りはもう草だらけになっております。もう1軒□□□□さんは一ヶ月に一回くらい帰られるか帰られないか分からないというくらいの住居でございます。周りの皆さんにも一応許可を取って太陽光を設置することを話されて了解を得ておられますので、別に問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。山根委員さん、なにかございますでしょうか。
推1番	ありません。言われた通りでございます。
議長	はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します
11番	この案件はこの前教えてもろうた一時転用なんだよな。
議長	一時転用ではないです。
同上	一時転用ではないいうことは、まあ第一種農地というのはソーラー、原則駄目ですよね。除外をしたとしても。
議長	これ2種。
同上	2種ですよ。2種は第3種その他の農地で出来なかったら2種でも認めますという考え方じゃないですかね。だから当該農地ありきでの申請か、それとも売電するためにソーラーシステムを作りたい、そのためには第3種その他の土地を検討したけどもなかったからここに決めましたっていうのが2種の、3種がなかったから2種でも仕方ないよっていう許可の仕方と。当該農地ありきでやったんだったらこの前教えてもろうた一時転用の3年が10年になっていう分の申請になるんじゃないかと思うんだけど。どうなんだろう。これから後もこの売電とかソーラーシステムという申請は出てくると思うんで、その辺のところをしっかり話合っておいてもらった方がいいんじゃないですかね、これから。
議長	はい、事務局の方で。
事務局	一応他の場所で検討をされて、まあここがいい土地だと。
同上	に決まったということですね
事務局	そうですね、はい。という風に聞いております。
同上	ありきでなしに、検討して。
事務局	検討した結果ということです。
議長	はい、その他ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

	(意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。015-5 の件に関しましてしまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして②農業経営基盤強化促進法関連議案、議案第 3 号、邑南町農用地利用集積計画について。これは皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。 ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) はい、議案ですので採決に入ります。議案第 3 号、邑南町農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 それでは③農地法関連、議案第 4 号、農地法第 2 条に規定する農地でない土地の証明について。事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第 4 号、農地法第 2 条の規定による農地でない土地の証明についてです。番号は 1 です。農地の所在は日貫××、登記地目田、現況地目山林原野、面積 384 m²、続きまして土地の所在は日貫××、登記地目畑、現況地目山林原野、面積 68 m²です。所在地日貫××、登記地目田、現況地目山林原野、面積 1006 m²です。所在地日貫××、登記地目畑、現況地目山林原野、面積 665 m²です。所在地日貫××、登記地目田、現況地目山林原野、面積 388 m²です。申請人は△△△△です。申請事由は前所有者が相続して以降耕作や管理を行わなくなり、雑木等が繁茂している、です。以上 1 件です。
議長 10 番	はい、ありがとうございました。古川委員さん、お願い致します。 先程 4 条ですか、の申請人の△△△△さんという方の、非農地証明の申請なんですけど、ここに書いてある昭和 38 年以降という、さっきもお話しました▽▽と▼▼という家がなくなったんですが、この昭和 38 年頃からですね日貫でいろいろ集落での生活が困難になったということで、矢上の新町に出たりですね、それから地域外に転出される方が結構出始めた時期なんです。で、その頃にまあこの▽▽とか▼▼とか、その下にもう 1 軒■ ■という家があったんですが、ここらの方もそういう家と同じような感じで、家も農地も放棄して余所へ出られたという経緯があった時代です。それで先程の 4 条の申請のすぐ側なんですけど、4 条の分の申請地についてはなんとかかんとかまあ造林をしたりしてありますので、下草もありませんので、まあ確かに昔田んぼだった言やあ田んぼだったかなという面影も若干残っとるんですが。この 2 条の申請地の方を見ますと、図面の 4 条 3 の申請地、3 本引き出し線が出てますが一番右の小さい引き出し線の農地がありますが、その上はですねちょっと歩いて上がるのも、まあ道刈りはしてあるんですが大草いうかすごい原野、山になつとりまして、息子さんに訪ねてみても本人も大体あの辺とこの辺だろうと思いますいうくらいの確認しかできないくらい

議長	の木が茂っておりまして。これはまあもう農地ではないなという、また農地に復旧するには大変な経費がかかるし、仮に復旧したにしても耕作の見通しが立たないということで、まあお母さんの元気な間に山林なら山林に、実態に合わせた方がええだろうという判断をされたようです。4条の申請に続いて2条の申請ですが、続けてよろしくお願い致します。以上です。 はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) はい、ないようですので採決に入ります。議案第4号、農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第5号、農業委員会の活動及び達成に向けた活動計画及び評価について、事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第5号、農業委員会の活動及び達成に向けた活動計画及び評価について、ということで総会の式次第一枚剥ぐっていただきまして、別紙様式1というもので、令和元年度の目標及び達成に向けた活動計画という風にかかれたものが3ページ分ほどございます。それから剥ぐっていただきまして、別紙第2号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価というものが8枚、8ページほど付いております。これ毎年提出の義務付けがあるものでございますので読んでいただきまして、おかしいところ、不明な点等ございましたら言っていただければと思っております。
推-14	これ様式2号の標題、平成30年の目標でいい？
事務局	すいません、昨年度の目標と評価になりますのでこれで。
同上	そうだけどその下の農業委員の状況じゃ平成31年3月31日というのは、30年度が終わった時の状況ということ？
事務局	そうですね、はい。
同上	分かりました。
議長	これいつ頃出しんさる？提出でしょう？
事務局	はい、今月中の。県への提出が7月上旬だったと思いますので、今月くらいのところで送りたいなと思っております。
議長	管内の農地面積というのは、どっから拾ってきんさった？管内の農地面積、1941ha。
事務局	1941はですね、センサスだったと思われます。
議長	農林業センサス？
事務局	はい、ではなかったかなと思うんですが。多分センサスから統計調査の数字を入れた方法だと思われます。
議長	2039というのは？
事務局	2039はですね、それを足した、遊休農地を足したものです
議長	登記簿の面積で言うと、これまで増えるんでしょう

事務局 議長	そうですね、登記簿だとまだ増えると思います 皆さん、よろしいでしょうか。質問等。問題なければ7月に送付する予定だそうです。 (意見、質問なし) それでは議案ですので、一応採決を取りたいと思います。議案第5号、農業委員会の活動及び達成に向けた活動計画及び評価について、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。 続きまして報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届け出について。これは皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし) はい、よろしゅうございますか。報告事項ですので何もなければよしと致します。 続きまして④邑南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定改正について、事務局よりお願いします。
事務局	はい、失礼致します。④邑南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定改正についてというところで、先程の評価の終わりました次のところで、A4の横版のところで付けております。改正の理由ですが、石見地域にあります大沢会という自治会が名称が変更となりまして、大沢自治会という風に名称を変更されましたので、それにつきましての改正ということでございます。ということで現行が大沢会、改正後案が大沢という風に予定をしております。
議長	よろしゅうございますか。それでは会がなくなるということで、大沢だけになっているということでございます。 それでは10分ほど休憩致します。その後事務連絡に入りたいと思います。 (その他) (1) 事務連絡 (2) (2) 全国農業委員会会長大会について 次回の総会は、7月22日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印